

新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた
学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について
審議のまとめ（素案） * 目次

はじめに

第1章 時代の変化に伴う学校と地域の在り方について

第1節 教育改革、地方創生等の動向から見る学校と地域の連携・協働の必要性

1. 社会の動向と子供たちの教育環境を取り巻く状況等

(1) 社会の動向

(2) 子供たちの教育環境を取り巻く状況

(3) 教育改革、地方創生等の動向

(教育課程の改革や授業方法の革新等の必要性)

(高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革)

(チームとしての学校の在り方の検討)

(これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上に関する検討)

(小中一貫教育の制度化)

(教育委員会制度の改革)

(まち・ひと・しごと創生総合戦略等の決定)

2. 学校と地域の連携・協働の必要性

第2節 これからの学校と地域の連携・協働の在り方

1. これからの学校と地域の連携・協働の姿

(1) 地域とともにある学校への転換

◆地域とともにある学校の運営に備えるべき機能

(2) 子供も大人も育ち合う教育支援体制の構築

(3) 学校を核とした地域づくりの推進

2. 学校と地域の連携・協働を推進するための組織的・継続的な仕組みの必要性

(1) コミュニティ・スクールや学校支援地域本部等の取組の必要性

(2) コミュニティ・スクールと学校支援の取組との一体的推進

3. 学校と地域の連携・協働を推進するための体制整備

第2章 これからのコミュニティ・スクールの在り方と総合的な推進方策について

第1節 コミュニティ・スクールの意義・理念等

1. コミュニティ・スクールの意義・理念

2. コミュニティ・スクールの現状等

(1) コミュニティ・スクールの現状と成果

(2) コミュニティ・スクールの課題

第2節 これからの学校運営協議会制度の在り方について

1. 学校運営協議会制度の基本的方向性

(1) 学校運営協議会の役割と現行の機能の取扱い

- ①校長の作成する学校運営の基本方針の承認
- ②学校運営に関する教育委員会又は校長に対する意見
- ③教職員の任用に関する教育委員会に対する意見

(2) 学校支援の総合的な企画・立案の観点

(3) 学校評価との一体的な推進の観点

(4) 校長のリーダーシップの発揮の観点

(5) 小中一貫教育への対応など学校種間連携の推進の観点

2. コミュニティ・スクールの仕組みの必置の検討について

(1) 学校や地域の状況

(2) 市町村や学校の規模との関係

(3) 幼稚園、高等学校、特別支援学校の特性を踏まえた在り方

<幼稚園の特性を踏まえた在り方>

<高等学校の特性を踏まえた在り方>

<特別支援学校の特性を踏まえた在り方>

(4) 小規模自治体における教育委員会と学校運営協議会との関係の取扱い

(5) これからの学校運営協議会の制度的位置付けの検討

<必置についての意見> <学校や地域の実情を踏まえた在り方に関する意見>

教育委員会・教育長関係団体や校長・園長会からも意見聴取

<主な意見>

第3節 コミュニティ・スクールの総合的な推進方策について

1. コミュニティ・スクールの拡大・充実のための推進方策

(1) 学校の組織としての総合的なマネジメント力の強化

(2) 学校運営協議会委員となる人材の確保と資質の向上

(3) 地域の人々や保護者等の多様な人々の参画の促進

(4) 体制面・財政面における支援の充実

(5) 幅広い普及・啓発の推進

2. 都道府県・市区町村の役割と推進方策

(1) 都道府県の役割と推進方策

【推進のための方策】

(2) 市区町村の役割と推進方策

【推進のための方策】

第3章 地域の教育力の充実とそのための地域における学校との協働体制の在り方について

第1節 地域における学校との連携・協働の意義について

1. 地域の教育力に関する課題
2. 学校と連携・協働することの意義

第2節 地域における学校との連携・協働の現状等について

1. これまでの地域における学校との連携・協働の現状
 - (1) これまでの地域における学校との連携・協働の経緯等
 - (2) 地域における学校との連携・協働に関する法令上の規定
 - (3) 地域における学校との連携・協働の現状
2. 地域における学校との連携・協働の課題

第3節 地域における学校との協働体制の今後の方向性について

1. 地域における学校との協働体制の目指す姿
2. 地域における学校との協働体制の整備の方向性

第4節 地域における学校との協働のための取組の推進について

1. 地域における学校との協働のための体制の整備
 - (1) 学校区における地域コーディネーター
 - (2) 市町村単位での統括的なコーディネート機能
2. 地域における学校との協働による活動の充実
 - (1) 今後求められる活動内容等
 - (2) 幼稚園、高等学校、特別支援学校の特性を踏まえた取組の推進
 - (3) 子供たちの抱える課題対応、家庭教育支援の充実等のための地域における学校、福祉等との連携
3. 地域と学校をつなぐ人材の望ましい確保・養成・研修方策

第5節 国等による推進方策について

1. 地域における学校との協働を推進する行政の体制
2. 地域における学校との協働を推進するための国、都道府県、市町村の推進方策

おわりに

第1節 教育改革、地方創生等の動向から見る学校と地域の連携・協働の必要性

1. 社会の動向と子供たちの教育環境を取り巻く状況等

(1) 社会の動向

- 我が国は、現在、急激な少子化・高齢化の中にあり、2030年には、65歳以上の割合は総人口の3分の1に達する一方、生産年齢人口は総人口の約58%にまで減少すると見込まれている。日本全体として、人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、人口、経済、地域社会の課題に一体的に取り組むことが求められている。
- また、グローバル化や情報化が進展する社会の中で、多様な主体が速いスピードで相互に影響し合い、一つの出来事が広範囲かつ複雑に伝播（でんぱ）し、先を見通すことが一層困難になっている。
- さらに、都市化、過疎化の進行や家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化等を背景とした地域社会等のつながりや支え合いの希薄化によって、「地域の学校」「地域で育てる子供」という考え方が次第に失われてきたことが指摘されている。教育は、言うまでもなく、単に学校だけで行われるものではない。家庭や地域社会が、教育の場として十分な機能を発揮することなしに、子供の健やかな成長はあり得ない。家庭教育の困難化や地域社会の教育力の低下に伴い、子供の教育に関する当事者意識も失われていくことで、学校だけに様々な課題や責任が課される事態になっていないだろうか。家庭や地域社会での教育の充実を図るとともに、社会の幅広い教育機能を活性化していくことは、喫緊の課題となっていると言わなければならない。
- その一方で、各種の取組を通じて、保護者や地域住民の側（がわ）に、自ら子供たちに積極的に関わり支援することによって、自分たちの手で学校をより良くし、子供たちを育てていこうとする意識も生まれつつある。こうした意識の高まりを的確に受け止め、あるいは、一層醸成していくこと等を通じ、地域コミュニティを再生するとともに、学校と地域の人々、保護者等が力を合わせて子供たちの学びや育ちを支援する地域基盤を再構築していくかが課題となっている。
- また、特に地域を巡る状況は、上述の現代的事情を背景に、国や社会よりも個人生活の充実など個人個人の利益を大切にする傾向にあり、そのため、互助・共助の意識も希薄なことから、貴重な学びや成長の機会・場が失われ、地域社会の停滞につながる一因となっている。その一方で、幾つかの地域では、子供も大人も自らが地域コミュニティを創り出す主体として一緒になって地域を活性化する取組に挑戦し、学校を核に、地域全体を「学びの場」と捉え、まち全体の元気を取り戻しつつある。地域基盤の再構築に加え、こうした取組を広げ、常に社会全体で互いの幸せについて考え、そのために何ができるかを問い、学び続ける社会の形成を進めていくことも課題となっている。
- 家庭を巡る状況としては、核家族や一人親家庭、共働き世帯の増加など、家族形態の

変容やつながりの希薄化等を背景に、生活保護世帯の増加に見られる貧困問題の深刻化、子育ての不安や問題を抱え孤立する保護者の増加、児童虐待相談対応件数の増加など、家庭教育が困難な現状が指摘されている。

(2) 子供たちの教育環境を取り巻く状況

- 現在、児童生徒数の減少や多様化・複雑化する社会状況の変化等を背景に、小中学校の統廃合や、高等学校の再編・統合が進んでいる。今後少子化の更なる進行により、学校の小規模化に伴う教育上のデメリットの顕在化や、学校がなくなることによる地域コミュニティの衰退が懸念されており、各市町村の実情に応じた活力ある学校づくりの推進が求められている。
- また、地域社会や家庭を巡る問題が深刻化している中、多様な価値観を持った人々との交流や体験の減少などを背景として、子供たちの規範意識や社会性、自尊意識等に対する課題、生活習慣の乱れによる学習意欲や体力・気力の低下の課題等が指摘されている。その一方で、社会貢献への高い意欲や、柔軟で豊かな感性と国際性を備えている一面も見受けられるなど、子供たちは、未来をつくっていく主役として無限の可能性に満ちており、その可能性を最大限引き出し、開花させていくことが求められている。
- 学校を取り巻く環境に目を転じると、その環境は複雑化・困難化を極（きわ）めており、いじめや暴力行為等の問題行動の発生、不登校児童生徒数、特別支援学級・特別支援学校に在籍する児童生徒数等の増加など、多様な児童生徒への対応が必要な状況となっている。また、子供が自ら課題を発見し、解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習の充実など、授業革新を図っていくことが求められている。
- このような中、中学校等の教員を対象としたOECD国際教員指導環境調査（TALIS）において、我が国の教員は、課外活動の指導や事務作業に多くの時間を費やし、調査参加国中で勤務時間が最も長いという結果が出るなど、教員の勤務負担の軽減が課題となっている。教員が新たな教育課題に的確に対応し、教員としての本来の職務を着実に遂行していくためには、教員が子供と向き合える時間を確保するとともに、教員一人一人が持っている力を高め、発揮できる環境を整えていくことが急務となっている。

(3) 教育改革、地方創生等の動向

(教育課程の改革や授業方法の革新等の必要性)

- 社会の加速度的な変化の中でも、社会的・職業的に自立した人間として、伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持って、蓄積された知識を礎としながら、膨大な情報から何が重要かを主体的に判断し、自ら問いを立ててその解決を目指し、他者と協働しながら新たな価値を生み出していくための資質・能力を子供たちに育むことが必要という観点から、現在、教育課程企画特別部会で審議が進められている。
- 同部会の論点整理においては、これからの教育課程には、社会の変化に開かれ、教育が普遍的に目指す根幹を堅持しつつ、社会の変化を柔軟に受け止めていく「社会に開かれた教育課程」としての役割が期待されている。このような「社会に開かれた教育

課程」としては、教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、社会と共有しながら実現させること、また、学校内だけではなく、保護者や地域の人々等を巻き込んだ「カリキュラム・マネジメント」を確立していくことも重要であるとされている。

- また、実社会や実生活に関連した課題などを通じて動機付けを行い、子供たちの学びへの興味と努力し続ける意志を喚起することが重要である。

(高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革)

- 高等学校教育及び大学教育において、義務教育までの成果を確実につなぎ、それぞれの学校段階において「生きる力」「確かな学力」を確実に育み、初等中等教育から高等教育まで一貫した形で、一人一人に育まれた力を更に発展・向上させる観点から、「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」（平成26年12月22日中央教育審議会答申）を踏まえ、平成27年1月「高大接続改革実行プラン」が公表された。現在、同プランに基づき、文部科学省に「高大接続システム改革会議」が設置され、高大接続改革の実現に向けた具体的な方策について検討を行っているところである。
- 高校生を地域の活動に積極的に参画させ、地域課題の解決に取り組む学習は、「確かな学力」を構成する思考力・判断力・表現力等の育成に寄与するとともに、学びへの興味と努力し続ける意志を喚起することにつながると期待される。

(チームとしての学校の在り方の検討)

- 従来よりも複雑化・多様化している学校の課題に対応し、学校組織全体の総合力を一層高めていく必要性から、「チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会」において、これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について審議が進められている。
- 同作業部会が平成27年7月に取りまとめた「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（中間まとめ）」では、学校は、複雑化・困難化した課題に対応し、子供たちに求められる力を身に付けさせるため、教職員が心理や福祉などの専門家や関係機関、地域と連携し、チームとして課題解決に取り組むことが必要とされている。また、学校と地域の連携を推進するため、学校内において地域との連携の推進を担当する教職員を地域連携担当教職員（仮称）として法令上明確化することを検討するとされている。

(これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上に関する検討)

- 現在、教員養成部会において、これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について審議が進められている。
- 同部会が平成27年7月に取りまとめた中間まとめでは、学校は、「チーム学校」の考え方のもと、学校現場以外での様々な専門性を持つ地域の人々と効果的に連携しつつ、教員とこれらの者がチームを組んで組織的に諸課題に対応するとともに、保護者や地

域の力を学校運営に生かしていくことが必要であること、また、新たな教育的課題に対応していくためには、保護者や地域の力を学校運営に生かしていく視点も必要であり、学校が地域づくりの中核を担うという意識を持ち、学校教育と社会教育の連携の視点から、学校と地域の連携・協働を円滑に行うための資質を養成していくことも重要であるとされている。

(小中一貫教育の制度化)

- 平成27年6月、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）」が公布され、平成28年4月から施行されることとなった。本改正は、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度を創設するものである。また、組織上独立した小学校及び中学校が義務教育学校に準じた形で一貫した教育を施す小中一貫型小学校・中学校（仮称）についても、今後、省令改正により制度化されることとなっている。
- これらの制度改革に当たっての基本的な考え方については、平成26年12月、中央教育審議会答申「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」がまとめられているが、同答申では、小中一貫教育の総合的な推進方策として、地域ぐるみで子供たちの9年間の学びを支える仕組みとして、小中一貫教育とコミュニティ・スクールを組み合わせる実施することが有効であり、中学校区内の小中学校における一体的な学校運営協議会の設置を促進する必要がある旨、提言されている。

(教育委員会制度の改革)

- 平成27年4月、教育委員会制度改革を柱とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第76号）が施行された。新たな教育委員会制度では、全ての地方公共団体に、首長と教育委員会を構成員とする総合教育会議を設けることとなり、同会議においては、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るために重点的に講ずべき施策等について協議を行うこととなる。
- 今後、総合教育会議の活用を始め、首長と教育委員会が共に手を取りながら、子供たちの豊かな学びと成長を一層支援していくことが重要視されている。

(まち・ひと・しごと創生総合戦略等の決定)

- 人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特長を生かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、平成26年11月、地方創生の理念等を定めた「まち・ひと・しごと創生法」が公布・施行され、同年12月には、同法に基づき、今後目指すべき将来の方向を提示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、これを実現するための目標や施策等を提示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定された。同戦略の中には、学校を核とした地域活性化及び地域に誇りを持つ教育を推進するとともに、公立小中学校の適正規模化、小規模校の活性化、休校した学校の再開支援を行う旨が盛り込まれた。

- これに基づき、平成27年1月に策定された「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」においては、地域コミュニティの核としての学校の役割を重視しつつ活力ある学校づくりを実現する観点から、市町村が、①学校統合を検討する場合の魅力ある学校づくりの一環として、統合検討プロセスから対象校に学校運営協議会を設置し、地域の意見を最大限反映させることや、②小規模校を存続させる場合の小規模デメリットの緩和策として、コミュニティ・スクールの導入を契機として学校教育活動への地域人材の効果的な参画を促すなどの工夫が盛り込まれている。
- また、平成27年6月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」では、学校を核とした地域力強化の観点から、全公立小・中学校において、学校と地域が連携・協働する体制を構築するために、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部等の取組を一層促進する旨が示されている。
- 地方創生の実現という観点からも、これからの子供たちには、地域への愛着や誇り、地域課題を解決していく力が求められるとともに、生涯にわたる学習能力の育成の視点から学校教育を捉えていく必要がある。

2. 学校と地域の連携・協働の必要性

- 教育は、地域社会を動かしていくエンジンの役割を担っており、教育により、子供たちの一人一人の潜在能力を最大限に引き出し、全ての子供たちが幸福に、より良く生きられるようにすることが求められている。
- 学校は、全ての子供が自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を培う場であり、子供たちの豊かな学びと成長を保障する場としての役割のみならず、地域コミュニティの拠点として、地域の将来の担い手となる人材を育成する役割を果たしていかなければならない。一方、地域は実生活・実社会について体験的・探究的に学習できる場として、子供たちの学びを豊かにしていく役割を果たす必要がある。
- 今なぜ、学校と地域の連携・協働が必要なのか。それは、これからの子供たちには、厳しい挑戦の時代を乗り越え、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら未来を創り出し、課題を解決する力が求められているからである。子供たちの生きる力は、学校だけで育めるものではなく、多様な人々と関わり、様々な経験を重ねていく中で育まれるものであり、地域社会とのつながりや信頼できる大人との多くの関わりを通して、子供たちは豊かでたくましく成長し、心も育っていく。
- 次に、学校が抱える課題が複雑化・困難化している状況の中、困難な課題を解決していくためには、より一層地域に開かれ、地域と積極的に向き合うことで、地域に信頼される学校づくりを進めていく必要がある。保護者や地域住民が学校運営に積極的に参画することで、学校をより良いものにしていこうという当事者意識を高め、子供の教育に対する責任を社会的に分担していくことができる。
- さらに、地域の未来を担う子供たちの成長は、その地域に住む人々にとっての希望でもある。地域社会を構成する一人一人が当事者としての役割と責任を自覚し、主体的・自主的に子供たちの学びに関わり、支えていく中で、地域の教育力を再生するとと

もに、地域住民の学びを起点とした地域振興・再生など、社会的な教育基盤を構築していく必要がある。

- こうした観点から、学校と地域は相互補完的に連携・協働していく必要があり、学校と地域は、お互いの役割を認識しつつ、対等な協働関係を築くことが重要であることから、パートナーとして相互に連携・協働していくことを通じて、社会総掛かりでの教育の実現を図っていくことが必要である。

第2節 これからの学校と地域の連携・協働の在り方

1. これからの学校と地域の連携・協働の姿

(1) 地域とともにある学校への転換

- 社会総掛かりでの教育の実現を図る上で、学校は、地域社会の中でその役割を果たし、地域とともに発展していくことが重要であり、とりわけ、これからの公立学校は、開かれた学校から更に一步踏み出し、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」へと転換していくことを目指して、取組を推進していくことが必要である。すなわち、学校運営に地域の人々や保護者が参画することを通じて、学校・家庭・地域の関係者が目標や課題を共有し、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に、地域のニーズを的確かつ機動的に反映させるとともに、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進めていくことが求められる。
- なお、これまでの提言^{*1}では、地域とともにある学校の運営に備えるべき機能として「熟議」「協働」「マネジメント」の三つが挙げられており、これらはこれからの学校運営に欠かせない機能として、再認識していく必要がある。

◆地域とともにある学校の運営に備えるべき機能

- ① 関係者がみな当事者意識を持ち、子供たちがどのような課題を抱えているのかという実態を共有するとともに、地域でどのような子供を育てていくのか、何を実現していくのかという目標・ビジョンを共有するために「熟議（熟慮と議論）」を重ねること。
- ② 学校と地域の信頼関係の基礎を構築した上で、学校運営に地域の人々が「参画」し、共有した目標に向かって共に「協働」して活動していくこと。
- ③ その中核となる学校は、校長のリーダーシップのもと教職員全体がチームとして力を発揮できるよう、組織としての「マネジメント」力を強化すること。

^{*1} 「コミュニティ・スクールを核とした地域とともにある学校づくりの一層の推進に向けて」（平成27年3月 コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議）、「子供の豊かな学びを創造し、地域の絆（きずな）をつなぐ～地域とともにある学校づくりの推進方策～」（平成23年7月 学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議）

(2) 子供も大人も育ち合う教育支援体制の構築

- 教育の担い手となることが社会的な文化となっていくためにも、地域の一部の人々だけが参画し協力するのではなく、地域全体で子供たちの学びを展開していく環境を整えていくことが必要であり、子供との関わりの中で、大人も共に学び合い育ち合う教育支援体制の構築が必要である。
- 地域には、学校、教育機関、首長部局等の行政機関、社会教育施設、PTA、NPO・民間団体、企業・経済団体など、様々な機関や団体等がある。また、個人として学校支援ボランティアに関わっている地域の人々もいる。子供や学校の抱える様々な課題に対応していくためにも、子供たちの生命や安全を守っていくためにも、子供を中心に据え、様々な関係機関や団体等がネットワーク化を図り、子供を支える一体的な教育支援体制を構築していくことが重要である。学校と地域が連携・協働するだけでなく、子供を中心に据えながら、地域社会にある様々な機関や団体等がつながることで、大人同士の絆（きずな）が深まり、学びも深まっていく。

(3) 学校を核とした地域づくりの推進

- 地方創生の観点からも、地域とともにある学校づくりを進めるに当たっては、学校を核とした協働の取組を通じて、地域への愛着や誇りを育み、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域の人々のつながりを深め、コミュニティの形成・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進していく視点も持つことが重要である。成熟した地域が創られていくことは、子供の豊かな成長にもつながり、人づくりと地域づくりの好循環を生み出すことにもつながっていく。
- すなわち、一方的に、地域が学校・子供たちを応援・支援するという関係ではなく、学校と地域が膝を合わせて、互いに意見を出し合い、学び合う中で、地域も成熟化していくとともに、子供たちも総合的な学習の時間や、放課後・土曜日等の教育活動等を通じて地域に出向き、地域で学ぶ、あるいは、地域課題の解決に向けて学校・子供たちが積極的に貢献するなど、学校と地域の双方向の関係づくりが期待される。

2. 学校と地域の連携・協働を推進するための組織的・継続的な仕組みの必要性 【構成等については調整中】

(1) コミュニティ・スクールや学校支援地域本部等の取組の必要性

- コミュニティ・スクール^{*1}（学校運営協議会制度）は、地域の住民や保護者が学校運営に参画する仕組みとして、育てたい子供像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有するための有効なツールであり、学校と地域の協働の基盤となるものであ

^{*1} 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づき、当該学校の所在する地域の住民や当該学校に在籍する児童生徒等の保護者で構成される委員が当該学校の運営に関して協議する機関を置く学校。

る。また、地域の側（がわ）には、学校と協働して教育力を高めるための地域本部等が置かれ、学校の教育活動を組織的に支援するとともに、地域の教育資源を組織化・ネットワーク化する仕組みとなることが有効である。地域の課題に向き合い、解決していく住民を育てていくことにもなる。

- 学校と地域がパートナーとして連携・協働するには、ビジョンを共有し、地域と協働で子供が見える学びを展開していくことが重要であり、両者の取組を一層推進していくとともに、両者をつなぐコーディネーターを配置する等の仕組みの構築や事業等の一層の促進が不可欠である。

（コミュニティ・スクールの在り方については第2章、学校支援地域本部等の在り方については第3章で言及）

（2）コミュニティ・スクールと学校支援の取組との一体的推進

- 社会総掛かりでの教育の実現に向けて、学校と地域が教育のビジョンを共有し、地域と協働で子供が見える学びを展開していくことが重要である。コミュニティ・スクールの機能、学校支援地域本部等の機能は、共に大切な機能であり、両者が相互に補完し高め合う存在として一体的に推進し、両輪となって相乗効果を発揮していくことが必要である。
- コミュニティ・スクールや学校支援等の推進に当たって重要なことは、地域の特色を生かし、地域とともに考え、地域全体が当事者として参画していくことであり、学校と地域が協働して行う企画運営や活動を大切にしていくことである。
- コミュニティ・スクールの在り方、学校支援地域本部の在り方、また両者の一体的な推進の在り方は、学校や地域の実情に応じ、様々な姿が有り得る。一体的な推進のパターンとしては、①学校支援機能包括型、②学校支援を担う専門部会設置型、③学校支援地域本部の分離設置型、④公民館タイアップ型、⑤NPO協働型などのパターンが挙げられる。
- 審議機能と実働機能の有機的な接続の観点や、学校現場における負担等の状況を勘案すると、学校運営協議会と学校支援地域本部の二つの組織を一体化した方がよいとの声もある一方、両者をパートナーとして別々に捉え、連携させた方がよいとの声もあり、当該学校や地域の置かれた実情等を踏まえた体制を構築していくことが重要である。

3. 学校と地域の連携・協働を推進するための体制整備 【構成等については調整中】

- 学校と地域の連携・協働を一層推進していくためには、教育委員会内において、コミュニティ・スクールや学校運営改善施策を担当する学校教育担当部局と、学校支援地域本部や放課後子供教室などの施策を担当する社会教育担当部局との連携・協働体制の構築が不可欠である。
- また、首長部局等との協働は、これからの教育改革の大きな柱となるものであり、学校と地域の協働による取組は、地域のまちづくりや青少年健全育成、福祉、防災等の分野とも関連するものである。協働による取組を円滑かつ効果的に進めていくために

も、総合教育会議を積極的に活用しつつ、教育委員会と首長部局との協働体制として、部局横断で子供の育ちを総合的・一体的に支援する体制を構築していくことが重要である。

- さらに、学校と地域の双方に、連携・協働を推進する窓口となる人材を配置することで、相互の役割分担を進めながら、連携・協働体制を構築していくことが必要である。
(地域連携担当教職員は第2章、地域コーディネーターは第3章で言及)

第2章 これからのコミュニティ・スクールの在り方と総合的な推進方策について

第1節 コミュニティ・スクールの意義・理念等

第2節 これからの学校運営協議会制度の在り方について

第3節 コミュニティ・スクールの総合的な推進方策について

※ 第2章については、初等中等教育分科会「地域とともにある学校の在り方に関する作業部会」において審議

1. 地域の教育力に関する課題

- 現在の地域の状況を見ると、高齢化や人口減少、厳しい財政状況の中で、地域課題・社会課題が増加。一方、従来の地縁による団体が地域において担っていた教育力が低減しつつある。
- また、今後も高齢化率は上昇し続け、2060年には、人口の約40%が65才以上になると推計。同時に日本の人口は加速度的に減少し、ある調査によると、消滅する自治体がでることさえ真剣に危惧されている。
- 地域で活動してきた社会教育団体は、少子化等も踏まえ、参加者が十分に集まらなかったり、活動を縮小するなどの状況があり、さらなる活性化が必要である。
- 今後、我が国の地域社会が持続的に発展するためには、一人一人がこれからの時代を生き抜く力を身につけ、社会・経済の諸分野でイノベーションを起こせる人材を育てるとともに、各地域で住民が自立的に地域コミュニティを活性化し、各地域の地域課題の解決が求められる。そしてこれらを念頭に置いた生涯学習社会の構築を図る必要がある。
- その前提として、地域振興の担い手となるべき地域住民一人一人が、まず個人として生涯にわたって学び続ける資質を持つことが必要である。
- そのため、社会教育施設をはじめとする学びの場やICTを活用したものも含め、多様な形態による学習機会を整備することが必要であり、今後の社会教育の重要な役割。更に加えて、その一人一人が学び合う場を持ち、地域の課題解決に向けて連携・協働して活動していけることが地域の教育力の充実につながり、持続可能な地域社会の源となる。
- 地域社会と学校教育とが連携・協働することによって、地域の大人が、子供の教育に積極的に関わり、子供たちの生活時間全体にわたって、社会総がかりで子供たちを育むことが可能となる。その際、地域の大人が、「地域みんなの子供たち」であるという意識を持って取り組むことが、地域における教育力を取り戻す第一歩となる。

2. 学校と連携・協働することの意義

- 地域が学校と連携・協働することは、子供たちの教育環境の充実に資することにとどまらず、地域がその教育力を高め、持続可能な地域づくりにもつながるものである。
- 学校教育については、今後の教育課程の在り方を中央教育審議会で審議中であり、その中では、これからの時代を生きる子供たちに必要な資質・能力を育むためには、「社会に開かれた教育課程」が必要とされている。
- 子供たちが多くの時間を過ごす学校も地域社会の一部であり、社会の変化を先取りする学びの場であろうとするならば、これからの学校は、社会とのつながりを大切にする必要があり、学校が目指すところを社会と共有・連携しながら実現するように、学校と地域が共に創っていくことが重要である。
- 一方、子供たちへの教育は学校教育だけで完結するものではない。特に変化の激しい時

代にあって、地域住民や企業、NPOなど様々な専門知識・能力を持った地域人材が関わることで、将来を生き抜く子供たちに必要な知識・能力の育成につながる。

- このように、学校教育と地域社会が協働して子供を育むためには、懐広く子供たちを受け入れられるよう、地域側も子供への教育に責任を持ち、意識を変えねばならない。
- すなわち、地域社会の側（がわ）においても、これまでの単なる「学校支援」を超えた体制整備が必要であり、社会教育の実施体制を強化しつつ、それぞれの地域の状況に合ったコーディネート機能を構築するとともに、学校のパートナーとしての機能・実態を持った地域社会を維持することが必要である。
- 例えば、郷土の伝統文化や地域防災、子供との接し方など、大人が子供に教えるためには、まず大人が学ばなければならない。学校に関わることは、すなわち大人の学びが豊かになることであり、学校を軸として、学校教育と社会教育は表裏一体の関係であると言える。
- これらを具体化するものとして、地域の大人も子供も学び合う場として、地域コミュニティを活性化していく、いわば地域における学校との「協働体制」が必要である。

第2節 地域における学校との連携・協働の現状等について

1. これまでの地域における学校との連携・協働の現状

(1) これまでの地域における学校との連携・協働の経緯等

- 学校週5日制への移行に向け、少子化の進展ともあわせて、学校と地域の連携・協働が重要になってきたが、平成10年から11年にかけて改訂され、平成14年度からの学校週5日制の完全実施と併せて実施された学習指導要領では、新たに設けられた「総合的な学習の時間」等を活用して、各教科等の学習で得た知識を様々な体験活動の中で実感を持って理解することや、学び方やものの考え方を身に付けさせるなど、生涯学習の基礎となる「生きる力」の育成が必要である。
- 家庭や地域では、豊富な生活体験、社会奉仕体験、自然体験などを経験させ、子供たちに豊かな心やたくましさなどの「生きる力」を育むため、地域で子供を育てる環境を整備することとし、平成11～13年度まで「全国子どもプラン」、平成14年度から「新子どもプラン」が実施され、関係府省の協力を得ながら、子供たちの体験活動の充実に資する各種施策を推進してきた。
- また、平成19年度からは、文部科学省と厚生労働省の連携により、「放課後子どもプラン」が推進され、放課後児童クラブと連携しながら、放課後や週末等の子供たちの安心・安全な居場所を設け、全ての子供たちに学習や体験・交流活動等の機会を提供する「放課後子供教室」の取組を推進している。
- さらに、平成20年度からは、地域住民等の参画により、学校の教育活動を支援する仕組みであり、地域が学校と連携・協働するための活動体としての「学校支援地域本部」を推進してきたが、その活動の企画や学校・地域との連絡調整を地域のコーディネーターが中核として担ってきた。

(2) 地域における学校との連携・協働に関する法令上の規定

- 法令面においても、平成18年の教育基本法が改正において、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力の重要性がうたわれ、それを踏まえた平成20年の社会教育法改正では、上記の放課後子供教室や学校支援地域本部の活動についても、関係規定が新設され、取組の推進のための根拠となるべく規定の整備が行われた。
- また、教育基本法に基づき策定されている教育振興基本計画においても、学校支援地域本部や放課後子供教室などの取組を充実させ、地域住民等の参画による子供たちの学びを支援するための体制を全国の小・中学校区に構築することを施策目標とするなど、地域における学校との連携・協働に関する事項が、政策体系に位置付けられてきた。

<参考>

- ・ 法令面においても、近年、地域における学校との連携・協働に関する規定が整備されてきた。平成18年の教育基本法改正では、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力について規定され（第13条）、それを踏まえ、平成20年の社会教育法改正では、放課後子供教室（第5条第13号）や、学校支援地域本部の活動も含む概念としての、「社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会の提供等」（第5条第15号）を教育委員会の事務として、新たに規定された。
- ・ 教育振興基本計画においても、平成20年に策定した第1期計画では、「学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる」ための施策として、「地域ぐるみで学校を支援し子どもたちを育む活動の推進」が記載され、学校支援地域本部等の取組の推進が記載された。
- ・ 続いて、平成25年に策定された第2期計画においても、「絆（きずな）づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習環境・協働体制の整備推進」という基本施策の下、「学校支援地域本部」、「放課後子供教室」などの取組を充実させ、保護者はもとより、地域住民の参画により子供たちの学びを支援するための体制を、平成29年度までに全国の小・中学校区に構築する」ための取組の推進について記載された。

(3) 地域における学校との連携・協働の現状

- 平成27年度には、地域が学校と連携・協働するための様々な活動の中でも、学校支援活動を行っている学校支援地域本部は、公立小中学校の34%の約4,200本部である（約10,100校）。放課後子供教室は、公立小学校で約14,000教室である。土曜日の教育活動は、立小中高等学校の35%の約12,000校で実施されている。
- また、保護者や地域住民が学校支援活動に関わることで、学校の教育水準の向上に効果があると回答している小中学校は約90%とほとんどである（H25 全国学力・学習状況調査より）。
- 東日本大震災のときに、避難所となった宮城県内の中学校では、学校支援地域本部が設置されていた学校は自治組織が速やかに組織されるなど、緊急時の分担と協働作業につながり、学校の復興計画には地域との連携強化が位置付けられている。
- また、学校支援活動を学校ごとだけでなく、幼稚園、小学校、中学校が連携・協働して中学校区全体の活動とすることで、幼稚園・小学校の連携、小学校・中学校の連携も進

展してきている事例もある。

- これらを通じて、地域の高齢者や子育て経験者をはじめとする多様な人材の参画を得て、子供たちに様々な学習や体験活動を行う取組が全国各地で広まりつつある。

2. 地域における学校との連携・協働の課題

- 平成25年に策定された第2期教育振興基本計画では、今後取り組むべき具体的方策として、「全ての学校区において、学校と地域が連携・協働する体制が構築されることを目指す」とされており、さらなる取組の充実が必要である。
- 現状の活動では、それぞれの活動ごとにコーディネーがされる状況もある。この場合、例えば、放課後の支援活動、学校支援活動、学校と連携した公民館活動等の活動が、それぞれ個別に行われており、必ずしも横の連携が十分でない場合も生じうる。また、地域のコーディネーターを始め地域の関係者と学校との情報共有が十分ではないことや、それぞれの活動が関連性がなく単発で実施されてきたことなどの課題がある。
- また、これまでの活動でも、例えば、学校支援地域本部では、学校に対する支援に重点が置かれがちで、地域の振興まで意図した取組は少ない等の課題もある。

第3節 地域における学校との協働体制の今後の方向性について

1. 地域における学校との協働体制の目指す姿

- 今後、国として目指すべき体制の整備の方向性は、地域が学校の教育活動を支援するだけでなく、地域と学校がパートナーとして、地域振興についても学校とともに推進することである。また、継続的に活動に取り組める体制とすることが必要である。
- そのために、従来の活動を有機的に結びつけた発展的な仕組みづくりを、各学校区で進めていくことが必要である。
- すなわち、今後更に地域と学校が連携した活動を充実するとともに、各小学校区でそれぞれの活動の共通基盤となるコーディネート機能を有する体制づくりが必要である。
- 地域における学校との協働体制の共通イメージとしては、地域と学校が子供の育成の方針など目指すべき方向性を共有し、①地域と学校をつなぐ活動をする地域住民が存在し、②そのとりまとめ役として地域にコーディネート機能があり、③地域と学校をつなぐ活動を、その頻度や内容は別にして、継続的に実施することである。

2. 地域における学校との協働体制の整備の方向性

- そうした地域における「協働体制」が、早期に、全小学校区（約20,000）において構築されることを目指す。
- 自治体としては、各学校区の活動を把握し、検証するとともに、今後の推進の方向性を示していくことが重要である。

第4節 地域における学校との協働のための取組の推進について

1. 地域における学校との協働のための体制の整備

(1) 学校区における地域コーディネーター

- 地域コーディネーターの役割は、これまでの学校支援地域本部や放課後子供教室など活動ごとの担当にとどまらず、より広い視野で地域における学校との協働体制を作っていくことである。
- 活動の中心的な担い手である地域コーディネーターは、①地域住民が主体的に担う場合、②PTAが主体的に担う場合、③NPO等と協働して担う場合、④公民館など社会教育施設等が主体的に担う場合、など地域の実情に応じて、様々なやり方がある。
- どの場合であっても、地域に根付いていく継続的な取組になることを目指す。
- 地域コーディネーターは、子供の状況に触れることになるため、守秘義務を重視し、責任の所在の明確化のため、都道府県・市町村教育委員会の判断で、委嘱等の契約に関し、何らかのガイドラインを設けることで、学校との情報共有が円滑になるのではないかと。そのためのルールづくりについて国としても検討が必要である。

(2) 市町村単位での統括的なコーディネート機能

- 市町村単位で、未実施地域の取組を加速化し、各小学校区の地域コーディネーターの資質や取組の質の向上を担うため、新たに、市町村全体の学校地域協働に関する統括的なコーディネート機能が必要である。
- 統括的なコーディネート機能は、例えば、地域における学校と協働した取組をこれから開始する地域への新たな協働体制の立ち上げや活動の充実に関する助言やモデルとなる地域の紹介、地域コーディネーターの資質向上などが考えられる。

2. 地域における学校との協働による活動の充実

(1) 今後求められる活動内容等

- 地域と学校との協働を行う時間帯は、学校の授業への協力のほか、平日の学校の放課後や登下校中等の時間帯、土曜日、日曜日、長期休業中の取組が考えられる。
- その場所は、学校の教室やグラウンド等で実施する場合、学校外で、公民館などの社会教育施設や、児童館その他の公共施設、商店街など地域との協力の下で、様々な場合が考えられ、活動の幅の充実にもつながる。
- 参画する者としては、保護者、社会教育団体、地域の自治会、NPO等や青年会議所等の団体、大学などの高等教育機関、学校の元教職員や自治体の元職員等の協力を得て、幅広い人々で取り組むことが重要である。
- また、子供たちは、幼稚園・保育園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校などの幼児・児童・生徒が考えられ、これからの地域を担う一員としての観点からは、特に中学生や高校生の参加が重要である。
- その際、例えば、共働きなどで留守家庭の子供、経済的な事情や家庭の事情などで家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない子供への学習支援や体験活動の機会の充実も重要である。

- 地域における学校との協働する体制や活動の内容は、例えば、読み聞かせ、昔遊び、実験・工作教室、自然体験活動、スポーツ・文化活動や地域の伝統芸能などのほか、宿題や基本的な学習習慣づくりなどが、多様な内容が考えられる。
- 活動に参加する子供の年齢によっては、例えば、より発展的な内容、自ら企画して行うもの、将来の職業に参考となるキャリア教育、地域の大人と協働する地域活動への参加など、多様な内容としていくことが考えられる。

(2) 幼稚園、高等学校、特別支援学校の特性を踏まえた取組の推進

- 小中学校と比べると地域の概念が格段に広いが、社会全体で子供たちを育むことの重要性はどの段階でも変わらないことから、学校種の特長を生かしつつ、幼児児童生徒の発達段階等に応じて、地域・社会との協働体制を構築する必要がある。
- 幼稚園については、幼児期の豊かな体験、小学校との接続の改善、保育所との円滑な連携の推進等が期待される。
- また、高校生が地域の商店街や企業等と連携し、地域課題の解決に参画する取組等は、キャリア教育の推進や地域貢献にもつながるものである。地域に愛着を持ち、将来地域で働くことも期待される。
- 特別な支援が必要な子供が自立し社会参加できる環境の充実には、保護者のみならず、地域、医療、福祉等の関係機関との連携が必要である。

(3) 子供たちの抱える課題対応、家庭教育支援の充実等のための地域における学校、福祉等との連携

- 地域における学校との協働体制には、直面する子供たちの課題等もよるが、教育関係者のみならず福祉、医療の関係者との連携強化や、孤立しがちな保護者の支援という観点からも、地域の人材で構成する家庭教育支援チームと連携していくことが重要である。
- 保護者が主体的な家庭教育ができるよう、家庭教育支援チームによる学習機会や情報の提供、様々な相談への対応、地域における居場所づくり、更に訪問型の家庭教育支援等の取組を推進することが重要である。
- 協働体制の中に家庭教育支援の機能も組み込むことで、家庭教育支援の充実を図るとともに、学校支援の観点からも、困難を抱える保護者への対応の充実を図ることが可能となる。

3. 地域と学校をつなぐ人材の望ましい確保・養成・研修方策

- 地域における学校との協働を推進するため、大学等と連携したコーディネーター養成や研修の充実等が必要である。
- 都道府県・市町村教育委員会は、域内全体の地域における学校との協働体制の企画・立案を担い施策実施を支援する職員や、地域コーディネーター、地域における学校との協働を担う地域住民等に対して、その役割に応じた、必要な研修等の学習の機会の充実が必要である。
- 研修については、都道府県教育委員会だけでなく、市町村教育委員会によるきめ細かなものを充実していく必要がある。

第5節 国等による推進方策について

1. 地域における学校との協働を推進する行政の体制

- 都道府県・市町村教育委員会において、域内全体の地域における学校との協働体制の企画・立案を担い、社会教育の立場で、施策実施を支援する職員を、新たに明確化することが必要である。
- 都道府県・市町村教育委員会や、公民館等の社会教育施設に置かれる社会教育の専門職員と地域コーディネーターとの関係については、例えば、
 - ①社会教育主事や公民館主事等教育委員会の職員が地域コーディネーターを兼ねる場合
 - ②社会教育関係部局や社会教育施設に地域コーディネーターが配置される場合
 - ③社会教育専門職員は、地域コーディネーターに協力したり助言したりする実質的な連携関係を持つ場合などが考えられる。
- いずれにしても、社会教育関係専門職員と地域コーディネーターは、必ずしも別の者をあてる必要はなく、地域における学校との協働が推進されるよう、地域の実情に応じて、適切な人材がコーディネーター役を務めることが重要である。

2. 地域における学校との協働を推進するための国、都道府県、市町村の推進方策

- これまで述べてきたような、新たな地域における学校との協働体制やその活動を推進していくために、国においては、必要な制度の整備や、財政上の支援措置を充実していく必要がある。また、国、都道府県、市町村それぞれが連携して、今後、施策を充実する必要がある。